

岩手県告示第800号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成11年岩手県告示第897号）で告示した葛巻町外川鳥獣保護区、滝沢鳥獣保護区、久慈市侍浜鳥獣保護区、久慈市山根鳥獣保護区、八幡平鳥獣保護区及び宮古市十二神山鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の葛巻町外川鳥獣保護区の区域の表示 岩手郡葛巻町地内の町道荒谷上外川線と町道上外川線との交点を起点とし、起点から町道荒谷上外川線を北に進みさらに北西に進み民有林423から427まで、429から434まで及び152から156までの各林班と民有林186、176から168まで、166から161まで、158及び157の各林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み町道葛巻浦子内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道上外川線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の滝沢鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の国道4号と市道厨川二丁目1号線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み砂込川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道高松四丁目厨川一丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道厨川二丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の久慈市侍浜鳥獣保護区の区域の表示 久慈市地内の一般県道侍浜夏井線と市道半崎線との交点を起点とし、起点から一般県道侍浜夏井線を北東に進みさらに南東に進み市道妻生集落通り線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道妻生漁港線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み久慈湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南東に進みさらに南西に進み半崎隣港道路半崎線との交点に至り、同点から同隣港道路を南西に進み夏井川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道鼻館線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道半崎線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の久慈市山根鳥獣保護区の区域の表示 久慈市地内の主要地方道久慈岩泉線と主要地方道野田山形線との交点を起点とし、起点から主要地方道久慈岩泉線を南東に進み市道下戸鎖橋場線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北に進み主要地方道野田山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 5 変更後の八幡平鳥獣保護区の区域の表示 十和田八幡平国立公園の岩手県側公園区域(ただし、国有林盛岡森林管理署771林班、773林班ろ3小班、774林班は、と小班、775林班ほ1、は1小班、776林班ほ、へ小班、778林班へ、に小班、779林班は2小班、780林班ほ小班、781林班わ、よ1、よ2、イ、ト小班、782林班ト、イ2、り3、ニ1、ニ4、イ1、り1、と1、と3小班、783林班か小班及び784林班わ1小班的各小班的南側境界線から葛根田川までの区域並びに国有林盛岡森林管理署90林班ぬ小班及び91林班ち小班的区域を除く。)
- 6 変更後の宮古市十二神山鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国有林三陸北部森林管理署18林班る1、る2、る3、る4、ロの各小班的区域